

## さいたま市告示第647号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和8年4月7日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 更新した医療機関

- ・ 別紙のとおり

### 2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

(別紙)

更新した医療機関

指定医療機関名	住所	主として担当する 医師・薬剤師等	更新年月日
雄飛堂薬局 文蔵店	さいたま市南区文蔵3丁目11番3号	園田 裕美	令和8年4月1日
セキ薬局 白鍬店	さいたま市桜区白鍬752	轉 美紅	令和8年4月1日
たんぽぽ訪問看護ステーション	さいたま市見沼区大和田町2-401-6	—	令和8年4月1日
埼玉メディカルセンター附属訪問看護ステーション	さいたま市浦和区北浦和4-9-3	—	令和8年4月1日
だいそう訪問看護リハビリステーション東浦和	さいたま市緑区東浦和5-1-11 高野煎餅ビル2F	—	令和8年4月1日